

令和元年度 西区地域公共交通に関する意見交換会 会議概要

1 開催日時

令和元年8月8日（木） 午後2時40分～午後3時25分

2 会 場

新潟市西区役所健康センター棟104会議室

3 出席者（敬称略）

【委員等】

会 長

新潟市西区役所地域課長 堀 峰一

副会長

国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局 運輸企画専門官 塩原 隆太郎

関係住民代表

内野・五十嵐まちづくり協議会 会長 田村 信雄

西内野コミュニティ協議会 会長 倉林 正喜

コミュニティ中野小屋 副会長 上原 昭一（代理）

コミュニティ佐潟 会長・コミュニティ佐潟バス運営委員会 会長 石黒 伸夫

坂井輪中学校区まちづくり協議会 会長 梶原 宜教

坂井輪小・小新中学校区まちづくり協議会 会長 下川 照雄

五十嵐小学校区コミュニティ協議会 会長 伊藤 和美

真砂小学校区コミュニティ協議会 会長 高田 豊

小針小学校区コミュニティ協議会 会長 岩脇 正之

黒埼南ふれあい協議会 会長 大谷 一男

立仏校区ふれあい協議会 会長 鳴海 丈支

関係一般乗合旅客自動車運送事業者担当課長

新潟交通株式会社乗合バス部 企画調整課 阿部 大志（代理）

新潟市ハイヤー・タクシー協会代表

専務理事 佐々木 紀彦

新潟西警察署交通課 係長 坂井 順

新潟市西区役所建設課 係長 加藤 猛

運行団体等

内野上新町バス運営委員会 会長 古俣 正樹

【事務局】

西区役所地域課職員 3名

【傍聴者】

1人

4 欠席者（敬称略）

青山小学校区コミュニティ協議会 会長 中藤 榮子

新潟交通観光バス株式会社営業部乗合バス課 課長 松田 英憲

5 会議概要

【説明等】

○開会后、会長より本会議の位置づけなどについて説明。

- ・新潟市地域公共交通会議においては「地域の実情を把握するため、あらかじめ区ごとに、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、関係行政機関の職員並びに当該区に住所を有する者から意見を聴取するものとする」と規定されており、西区においては、本会議にてご意見をお伺いするもの。
- ・本会議の内容は8月22日開催の新潟市地域公共交通会議に報告され、その後、運行事業者が運輸局へ運行計画の変更の認可申請を行う。

○事務局より、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う区バス等運賃改定について、**資料1**、**資料1-1**により説明。

○事務局より、区バス坂井輪ルートの運行手段変更について説明。

- ・令和元年10月1日から高齢者や障がいのある方がより利用しやすい「小型ノンステップバス」の2台目を導入予定。

○その他、区の公共交通全般に関する意見交換

【主な質疑・意見】

○バスの小型化・運転手不足に関すること

- ・経費縮減や運転手の人材不足の面から、将来的に、より小型化するように考えていかなければならないのではないか。（関係住民代表）

⇒ 区バス坂井輪ルートは、循環線なので乗客が多い区間、少ない区間があるが、区間によっては満席になることもあるため、現時点ではこれ以上小型化することは難しい。

現在、市の方針としては、小型化というよりもバリアフリー化のために小型バスを導入している。（事務局）

⇒ 車両については、塩カリの影響で劣化が著しい。関東事業者から中古車を購入して車両の入れ替えも行っている。小型バスについては、観光循環バスや区バスに導入しており、今後増えていくのではないかと。

運転手不足は大きな課題となっている。一部路線の廃止や、ジャンボタクシーに移管しているところもある。

中途採用や、高卒採用者に事務をさせながら運転免許の取得を支援するなど工夫をしているが、厳しい状況である。(関係一般乗合旅客自動車運送事業者)

- ⇒ 運転手の再雇用はどれくらい進んでいるのか。(関係住民代表)
- ⇒ 以前から再雇用とOB運転手の採用を行っているが、今後も継続的に行う必要がある。(関係一般乗合旅客自動車運送事業者)
- ⇒ 今後、バスの代替手段としてタクシーの利用が進んでいくのではないか。タクシーを地域の需要に合うものとして利用してほしい。協力できることがあればしていきたい。(新潟市ハイヤー・タクシー協会代表)

○住民バス運行に関すること

- ・小型バスを地域に運行したいが、新潟交通の路線には運行できない。地域と連携し要望した場合、運輸局は路線の調整を検討してくれるか。新潟交通のバスは大通りしか通らないので、高齢者には不便である。
 - ・また、乗合タクシーの運行は可能か。(関係住民代表)
- ⇒ 新潟交通の路線とまるかぶりは難しいかもしれない。法の手続きで、既存のバスが運行できない場合、運行ルートของ動きや空いている時間帯を整理した上で、関係者で話し合いながら、別途許可を受ければできることもある。しかし、ずっとできるわけではなく、1年、検証が必要であれば最大3年までである。タクシー型車両は最大11人までとなる。許可を取り、交通会議の協議を得ればタクシー型車両を使つての乗合が可能となる。(新潟運輸支局 運輸企画専門官)

以上